

広島県

漁番	港号	漁港名	読み	種別	所在地 (市町村名)	漁港 管理者	漁業 協同組合	分区	海岸 保全 区域	港則 法 適用	ビジ ター 受入	指 定 年 月 日	区域変更 年 月 日	備 考
3710010	上ノ浜	カミノハマ	1	廿日市市	廿日市市	大野町 大野町保野	大野町保野 大野町保野 大野町保野		○	○	○	S27.6.23	H17.10.26	
3710020	梅原	ウメハラ	1	廿日市市	廿日市市	大野町保野			○	○	○	S27.10.21	H17.10.26	
3710030	丸石	マルイシ	1	廿日市市	廿日市市	大野町保野			○	○	○	S27.10.21	H17.10.26	
3710035	五日市	イツカイチ	1	広島市	広島県	広島市	広島市		○	◎	○	S27.6.23	H9.12.18	
3710040	世上	セジョウ	1	江田島市	江田島市	江田島	江田島		○	○	○	S27.6.23		半島
3710050	大屋	オオヤ	1	呉市	呉市	吉浦	吉浦		○	○	○	S27.6.23	H6.10.13	
3710060	情島	ナサケジマ	1	呉市(情島)	呉市	阿賀	阿賀					S33.6.5		離島
3710070	田原	タハラ	1	呉市	呉市	田原	田原			○	○	S27.6.23	H17.3.18	半島
3710080	長谷	ナガタニ	1	呉市	呉市	倉橋島	倉橋島		○	○	○	S29.10.30	H17.3.18	半島
3710090	大地蔵	オオジゾウ	1	呉市	呉市	下蒲刈町	下蒲刈町		○	○	○	S27.6.23	H16.3.29	
3710100	原	ハラ	1	呉市	呉市	蒲刈町	蒲刈町		○	○	○	S37.10.2	H17.3.18	
3710105	吉名	ヨシナ	1	竹原市	竹原市	芸南	芸南		○	◎	○	S26.8.21	S40.4.24	
3710110	長浜	ナガハマ	1	竹原市	竹原市	芸南	芸南		○	◎	○	S29.10.30	S56.5.11	
3710120	大芝北	オオシバキタ	1	東広島市	東広島市	安芸津	安芸津		○	○	○	S29.10.30	H17.1.28	
3710130	大芝南	オオシバミナミ	1	東広島市	東広島市	早田原	早田原		○	○	○	S29.10.30	H17.1.28	
3710140	能地	ノウチ	1	三原市	三原市	三原市	三原市		○	○	○	S26.8.21	S49.4.30	
3710150	須波	スナミ	1	三原市	三原市	三原市	三原市			○	○	S29.10.30		
3710160	西浦	ニシウラ	1	尾道市	尾道市	因島市	因島市		○	○	○	S27.10.21	H17.12.20	
3710170	鏡浦	カガミウラ	1	尾道市	尾道市	因島市	因島市		○	○	○	S29.10.30	H17.12.20	
3710180	大町	オオマチ	1	尾道市	尾道市	尾道東部	尾道東部			○	○	S29.10.30		
3710190	干汐	ヒシオ	1	尾道市	尾道市	向島町	向島町		○	○	○	S27.10.21		
3710200	立花	タチバナ	1	尾道市	尾道市	向島町	向島町		○	○	○	S29.10.30		
3710210	串浜	クシハマ	1	尾道市	尾道市	浦島	浦島		○	◎	○	S27.10.21		
3710220	海老	エビ	1	尾道市	尾道市	浦島	浦島		○	○	○	S27.10.21	S49.4.30	
3710230	泊	トマリ	1	尾道市(百島)	尾道市	浦島	浦島		○	○	○	S27.10.21	S49.4.30	離島
3710240	水呑	ミヅミ	1	福山市	福山市	福山市	福山市		○	◎	○	S27.6.23		
3710250	田尻	タジリ	1	福山市	福山市	福山市	福山市		○	◎	○	S27.6.23	H15.1.21	
3720010	阿多田	アタタ	2	大竹市 (阿多田島・猪子島)	大竹市	阿多田島	阿多田島		○	○	○	S26.8.21	S57.9.22	離島
3720020	玖波	クハ	2	大竹市	大竹市	くば	くば		○	○	○	S27.12.29	S49.4.30	
3720030	塩屋	シオヤ	2	廿日市市	広島県	大野町	大野町		○	○	○	S27.6.23	H17.10.27	
3720040	地御前	ジゴゼン	2	廿日市市	広島県	地御前	地御前		○	○	○	S27.10.21	S49.4.30	
3720060	美能	ミノ	2	江田島市	江田島市	美能	美能	2	○	○	○	S37.3.30	H16.11.1	半島
3720070	畑	ハタ	2	江田島市	江田島市	沖	沖	2	○	○	○	S27.10.21	H16.11.1	半島
3720080	深江	フカエ	2	江田島市	江田島市	深江	深江		○	○	○	S27.6.23	H16.11.1	半島
3720090	柿浦	カキウラ	2	江田島市	江田島市	大柿町	大柿町		○	○	○	S26.8.21	H16.11.1	半島
3720100	音戸	オト	2	呉市	広島県	音戸	音戸	2	○	○	○	S26.8.21	H17.3.17	半島
3720110	倉橋	クラハシ	2	呉市	広島県	倉橋島 倉橋西部	倉橋島 倉橋西部		○	○	○	S28.6.27	H17.3.17	半島
3720120	安浦	ヤスウラ	2	呉市	広島県	安浦	安浦		○	○	○	S27.6.23	H17.3.17	
3720140	沖浦	オキウラ	2	豊田郡大崎上島町 (大崎上島)	広島県	大崎上島	大崎上島		○	○	○	S26.8.21	H16.4.1	離島
3720150	豊島	トヨシマ	2	呉市(大崎下島・豊島・斎島・尾久比島)	広島県	呉豊島	呉豊島		○	○	○	S27.7.29	H17.3.17	
3720160	吉和	ヨシワ	2	尾道市	広島県	吉和	吉和		○	◎	○	S26.8.21	S49.4.30	
3720170	平	ヒラ	2	福山市	広島県	鞆の浦	鞆の浦		○	◎	○	S27.7.29	S49.4.30	
3720180	走	ハシリ	2	福山市(走島)	広島県	走島	走島	3	○	○	○	S26.8.21	H6.8.16	離島
3720190	横田	ヨコタ	2	福山市	広島県	横島	横島		○	○	○	S26.8.21	H16.4.1	
3720200	箱崎	ハコザキ	2	福山市	広島県	田島	田島	2	○	○	○	S27.6.23	H16.4.1	
3730010	草津	クサツ	3	広島市	広島県	井口島	井口島		○	◎	○	S27.12.29	H18.3.20	

広島県

(注)

1. 海岸保全区域欄については、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。
2. 港則法適用欄については、「○」が港則法適用漁港、「◎」は関税法上の開港を表す。
3. 指定年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日を記載し、名称・種別・区域変更年月日については、現在の漁港の区域となった告示年月日を記載すること。
4. ビジター(一時利用をいう。)受入欄については、ビジター艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。
5. 備考欄の「離島」は離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美諸島に所在する漁港を表す。